

障害者虐待防止・啓発ガイド

障害者

虐待のない

地域のために

本ガイドは相談員、施設従事者等に虐待を早期発見してもらいたいという思いで作成しました。わかりやすい内容に編集をしましたので普段の気づきのきっかけになればと思っております。障害者の虐待は法律で禁止されています。地域全体で取り組んでいきましょう。

目次

「障害者虐待防止法」とは	2
見逃さないで、小さなサイン	3
虐待かもしれないと思った時の具体的対応	6
相談員、障害者福祉施設等で働いている方へ..	7
虐待かもと思ったら、こんな時どうする！？	9
連絡や届け出をした人の情報は守られます	10

川口市相談支援事業所連絡会 相談支援体制整備

権利擁護・意思決定支援のメンバー

川口市障害者相談支援センターほっと

川口市障害者相談支援センターひふみ

川口市障害者相談支援センターグリーンハウス

川口市障害者相談支援センター社協

川口市障害者相談支援センターひなぎく

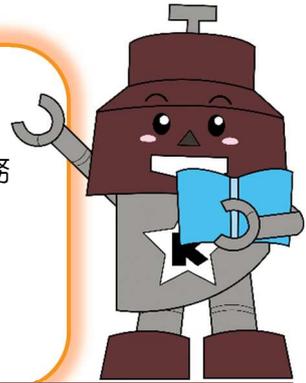
川口市成年後見センター

川口市障害福祉課

「障害者虐待防止法」とは？

障害者の尊厳を守り、障害者を養護している者が介護疲れなどで虐待に繋がらないよう支援する法律です。

- 障害者に対する虐待の禁止
- 障害者虐待の予防及び早期発見その他障害者虐待の防止等に関する国等の責務
- 障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置
- 養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置



川口市マスコットきゅぼらん

対象となる障害者とは

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者手帳を取得していない方も含まれ、また18歳未満の方も対象となります）。

身体
障害者

知的
障害者

その他の心身の機能の障害がある者

精神
障害者

難病も含む

高次脳機能障害
発達障害も含む

障害者虐待防止法では、障害者虐待を3分類している。

養護者による虐待

- 障害者の家族、親族、同居人等が該当します。同居していなくても親族、知人等が養護者に該当する場合があります。



障害者福祉施設従事者等による虐待

- 障害者総合支援法等に規定する「障害者施設」また「障害福祉サービス事業等」にかかる事務に従事する者と定義されています。



使用者による虐待

- 障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者等です。事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主も含まれます。



見逃さないで、小さなサイン

身体的虐待

- 暴力や体罰によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為
- 殴る、ける、つねる、打撲、やけどをさせる部屋に閉じ込める、ベッドに縛りつける 等

身体的虐待のサイン

- 身体に傷・あざ・やけど等が頻繁にみられる
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「家に帰りたくない」「蹴られる」等の訴えがある



心理的虐待

- 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること
- 怒鳴る、ののしる、わらいものにする、無視する、悪口を言う 等

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきの攻撃的な態度がみられる
- 過度におびえる、わめく、泣く等のパニック症状
- あきらめ、投げやりな様子、表情がなくなる 等



性的虐待

- 性的行為やその強要
- わいせつな行為をする、させる、裸にする、キスする 等

性的虐待のサイン

- 異性に対しおびえる
- 性器の痛みやかゆみを訴えるなど



放任・放棄（ネグレクト）

- 食事や排せつ、入浴等身近の世話や介助をしない等によって、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化または不当に保持しないこと
- 食事や排せつの世話をしない 入浴させなかったり衣類を取り替えさせない。必要な治療や福祉サービスをうけさせない

放任・放棄（ネグレクト）のサイン

- 部屋が不衛生で異臭がする
- ずっと同じ服や下着を着ている
- 身体が汚れている



経済的虐待

- 本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、本人に無断で預貯金を使う 等

経済的虐待のサイン

- 明らかに年金や賃金収入があるにも関わらず、お金がないと訴えたりお金を使っている様子が見られない
- サービスの利用料や生活費の支払いができていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない



※虐待している人は、『しつけ』『指導』を理由にする等、自覚がない場合があります

× 虐待

親は子どもの感情を認めない
子どもは親に意見を言えない
親は他人の助言を受け入れない
「親の言うとおりにしろ」



○ しつけ

親は子どもの感情を認める
子どもは親に意見が言える
親は他人の助言を受け入れる
「～なふうにしようね」「～するといいね」

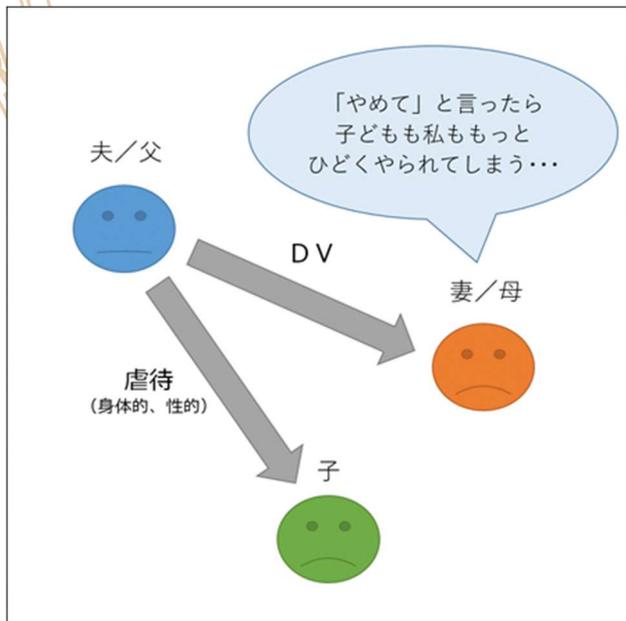


児童虐待防止法および児童福祉法の改正（2020.4.1 施行）により「しつけと称した体罰を行ってはいけない」ということが法律に明記 相談員・施設従事者等の場合は児童虐待にあたります

※DVと児童虐待が同時に行われている場合

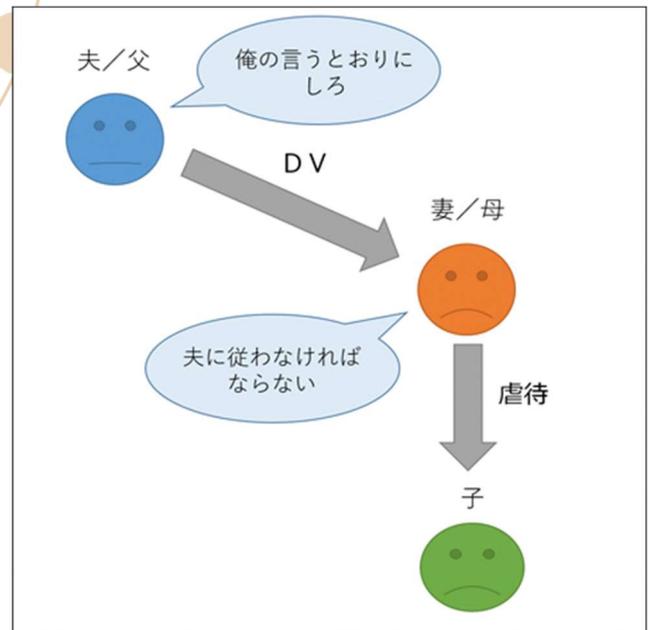
参考：内閣府男女共同参画局

(1) 子がDV加害から直接暴力を受ける事例



継続してDV被害を受けていると、感情がなくなり、加害者から言われるままに、子どもを虐待してしまうこともあります。

(2) 子がDV被害者から虐待を受ける事例



DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心から判断力や感情がまひしてしまい、子どもに対する暴力を制止できなくなる場合があります。

【各種相談窓口】

- DV（配偶者暴力）・川口市女性総合相談（配偶者暴力相談支援センター）
- 児童虐待 ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」
- 高齢者虐待 ・長寿支援課支援係、または地域包括支援センター

虐待かもしれないと思ったときの具体的対応

事例①（養護者からの身体的虐待例）：30代 知的障害 男性

概要：市内通所施設を利用。家族と同居しているが、顔や腕に傷があった。職員が障害福祉課に相談。

対応：庁内で緊急性の判断を協議。関係者への情報収集を行うと共に、一時保護も視野に入れていくことになる。自宅を訪問し、養護者等からも話を聞いた。

結果：養護者への介護負担の軽減（ショート利用 等）や、障害福祉課も参加し定期的なケース会議開催による支援方針の共有、継続的な支援を行っていくことになった。



事例②（施設従事者からの経済的虐待例）：40代 知的障害 女性

概要：市内入所施設を利用中。職員が本人の通帳の残高が不自然に少ないことに気づき、施設長に報告。事実確認の上、施設長から障害福祉課に通報。

対応：庁内で協議の上、県へ報告。県による立ち入り調査が行われ、不正出金の事実を確認。施設には県による改善勧告が行われた。

結果：不正出金に関わった職員は本人及び家族に謝罪後全額返済。その後職員は自主退職。施設から家族会への説明が行われ、預金取り扱いの厳重化、虐待防止研修の増加を図った。



事例③（使用者からの心理的虐待例）：20代 精神障害 男性

概要：市内の会社に就労。同僚からいじめがあり、上司に報告するも取り合ってもらえず、体調不良で療養。療養中に本人から相談員に相談があり、障害福祉課に通報。

対応：障害福祉課内で協議の上、県に報告。県による訪問指導が行われ、会社内での意識改善。その後会社内で虐待や障害者に対する研修が積極的に行われる。

結果：本人は長期療養の末、会社と話し合い退職。その後就労支援機関を利用しながら、新しい就職に向け動き始めた。



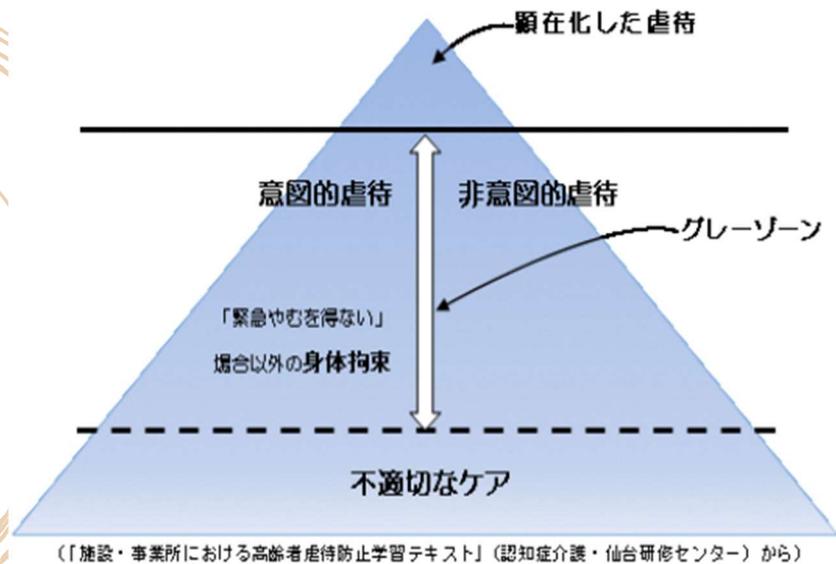
相談員、障害者福祉施設等で働かれている方へ

虐待と不適切なケア

日々の業務において、ヒヤリハットを共有していますか？

ヒヤリハットを事業所内で共有することで、不適切な支援の防止につながります。

不適切なケアを積極的に共有することで、「虐待の芽」を摘むことが大切です。



虐待が発生する背景

個別的要因

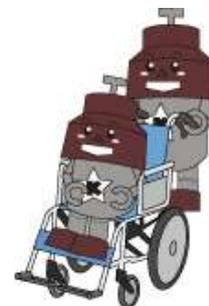
- 虐待や権利擁護に関する知識不足
- 業務負担から起こるストレス
- 障害特性や対応方法に関する知識や経験不足
- 職場に相談できる人間関係がない

組織的要因

- 虐待や権利擁護に関する意識の低さ（虐待に関するマニュアルの未整備）
- 風通しの悪い職場環境
- 職員教育のシステムがない
- 職員が支援等に関する悩みを相談できる体制がない
- 手続きの無い安易な身体拘束
- 障害者福祉施設等には、虐待を防止するための責務等を負うことが定められています

虐待防止のための体制

- 倫理綱領がある。
- 職員の行動規範がある。
- 虐待防止マニュアルがある。
- 施設内に権利侵害防止の掲示物がある。
- 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法が定められており職員に周知されている。
- 設置者・管理者が都道府県の障害者虐待防止研修を受け伝達研修が行われている。
- 定期的に全職員向けの虐待防止研修と適切な支援を行うための知識と技術を獲得するための研修が行われている。
- 各部署に虐待防止マネジャーが決められている。
- 虐待防止委員会が設置されている。



虐待防止のための取り組み

- 管理職が日頃から現場を把握し職員配置の適切、不適切な対応がないか注意を払っている。
- 可能な限り同性介助を徹底。
- 金銭及び貴重品を預かっている場合、複数職員体制のもとでの管理。
- 職員が支援などに関する悩みを相談できる体制があるか。
- 事故・ヒヤリハット報告書の活用。
- 苦情相談窓口の設置。
- 第三者評価事業の活用。
- ボランティアや実習生の受け入れを積極的に行っているか。



未実施のものがある場合等は厚生労働省作成の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、職員会議等で積極的に話し合ってみてください。

虐待かと思ったら、こんな時どうする！？

みなさんへ

日ごろ支援をしている障害者に虐待のサインがないか注意してください。早期発見が虐待の深刻化・重大化を防ぎます。

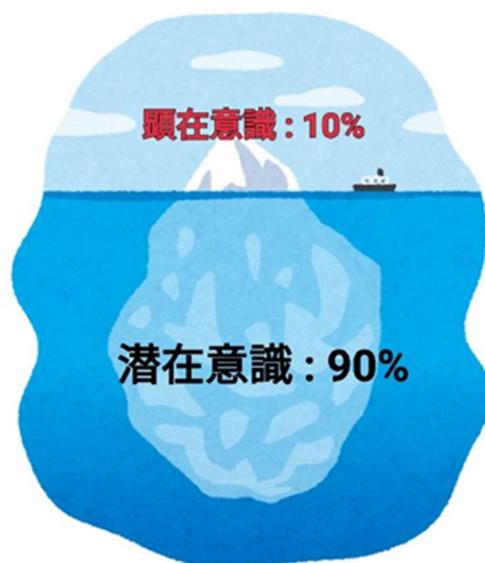
障害者虐待かもしれないという場面に直面したとき、障害者家族の立場になって考えてしまったり、障害者福祉施設等の職員であれば自身も支援の難しさに直面していたりして、連絡ができないと思うかもしれません。

しかし、「だから、連絡をしない」ではなく、「だからこそ連絡をして、必要な支援を行うために、関わり始めるきっかけをつくってください」と定められています。

また、障害者虐待防止法では

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人（虐待の疑いに気がついた人）は川口市障害福祉課に速やかに通報する義務がある

と定められています。詳細が分からないようなあいまいな情報でも連絡してください。



障害者虐待の通報・相談窓口

センター名	電話・FAX
川口市 障害者虐待防止センター (障害福祉課)	【TEL】 048-259-7926 【FAX】 048-259-7943 平日 月～金 8:30～17:15 夜間・休日 048-258-1110
埼玉県虐待通報 ダイヤル#7171	【TEL】 #7171 24時間365日対応 ※ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHS利用の場合 0120-80-7171 又は 048-762-7533 (有料)
埼玉県 障害者権利擁護センター	【TEL】 048-822-1297 【FAX】 048-822-1406 平日 月～金 8:30～17:15

連絡や届出をした人の情報は守られます

障害者虐待防止法では通報を受けつけた市町村職員は

「その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」

施設従事者等が通報した場合は、

「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」

労働者が通報した場合は、

「通報又は届出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」

とされており、通報又は届出者を保護することが規定されています。

勇気をもって、ためらわず連絡をしてください！！

相談機関

センター名

電話・FAX

川口市障害者相談支援センター わかゆり	TEL 048-284-7122 FAX 048-287-3744
川口市障害者相談支援センター きらり	TEL 048-287-1210 FAX 048-287-5020
川口市障害者相談支援センター グリーンハウス	TEL 048-286-4112 FAX 048-287-3316
川口市障害者相談支援センター みぬま	TEL 048-290-7371 FAX 048-294-4458
川口市障害者相談支援センター 社協	TEL 048-259-0230 FAX 048-259-0323
川口市障害者相談支援センター いまむら	TEL 048-299-5063 FAX 048-258-1752
川口市障害者相談支援センター めだか	TEL 048-229-7835 FAX 048-229-7837
川口市障害者相談支援センター ひらみ	TEL 048-227-1236 FAX 048-227-1237
川口市障害者相談支援センター ひなぎく	TEL 048-485-1540 FAX 048-485-1680
川口市障害者相談支援センター ほっと	TEL 048-290-8773 FAX 048-290-8774



このガイドに関する問い合わせ

川口市役所障害福祉課支援係 (〒332-8601 川口市青木 2-1-1)

電話 : 048-259-7926 FAX : 048-259-7943

令和5年7月発行